

# ドイツ初期立憲主義期における大學問題

大西健夫

## 1. ウイーン体制のヨーロッパ＝ドイツ秩序と大学問題

1814年から15年にかけてのウィーン会議が決定した1815年6月8日の連邦議定書により生まれたドイツ連邦は、完全な国家主権を持つ国家・独立都市による条約上の連合体にすぎなかったため、ナポレオン支配への反発から祖国意識に目覚め、祖国解放と民族統一国家形成を目指して戦線に参加した人々、特に学生に大きな失望を与えた。しかし、学生は、社会のエリートとして、世論を背景に戦後においてもドイツ統一国家形成を連邦諸国横断的運動として求めたので、君主国家の分断的構造を前提とするウィーン体制の基盤を揺るがす存在となり、連邦諸国は警戒を強めた。また、ウィーン体制は、ヨーロッパ列強が一堂に会して、フランス革命により混乱したヨーロッパ秩序再編に合意した結果でもあったから、ドイツの連邦構造の安定はヨーロッパ秩序の前提でもあり、これに風穴を開けかねない学生運動とその温床とされた大学そのものがヨーロッパ問題となっていく。1848年3月革命までのドイツ初期立憲主義期における学生・大学対策は政治問題であり、この時期における学生・大学管理政策が現在まで続く国家の大学管理体制を規定したのである。本稿は、この時期の大学関係立法を辿ることにより、初期立憲主義期ドイツの学生・大学管理政策を明らかにすることを課題とする。

列強は、君主主権のもとでのドイツの分断的統治をヨーロッパ秩序安定の条件と見なしていたので、連邦諸国家横断的な運動が学生の間で強まることを恐れ、厳しい監視の眼を向けるのであり、この機能を果たしたのがロシア皇帝の発議による神聖同盟である<sup>1)</sup>。神聖同盟の最初の会議は1818年11月にアーヘンで開催され、フランス駐留軍問題を審議するが、ロシア皇帝はこの機をとらえて、自国の政治顧問ストゥルザが作成した覚書「ドイツの現状」を各国の代表に配布する<sup>2)</sup>。

覚書は、ドイツの大学の伝統である団体自治と表現の自由は革命の温床であり、ここから扇動的政治運動が生まれているとし、特に現在のドイツの大学では民族統一国家を目指す革命への温床となっていると指摘する。ドイツの自治的大学制度が、こうした運動を醸成する土壌となっており、教授と学生の特権的自治団体は「国家のなかの国家」となっている、という。事態の解決は、自治権を認める大学特権を排し、学生を大学裁判権に代わり一般法に服させ、自由な研究と教育に代わり確定した教育課程を導入し、不穏な書物を学生から取り上げ、教授の任命は学内での招聘手続きに代わり政府の任命とすることによってのみ、可能であるという。

この覚書を積極的に取り上げるのがオーストリアのメッテルニヒであるが、この時点でのドイツ連邦諸国は、この覚書を単なる一つの見解として受けとめていたにすぎない。しかし、翌19年ロシア政府顧問コツエブーがイェナ大学学生ザンドによって暗殺されたことにより、連邦秩序維持にとって大學問題が焦眉の課題となるのであり、この事件への対応を協議するカールスバード会議では、ストウルザの覚書の内容に沿っての決議が採択される。

ヨーロッパの大学は、ポーニアの法律学校、パリの神学校を嚆矢とするように、公的職業資格授与を認定された自治団体として発達してきた。領邦・国家法の枠を超えた係争にはローマ法が適用されたことから、ローマ法に関する法曹資格は神聖ローマ皇帝が特許状を与えた大學法学部・法律学校でのみ取得することができ、カソリック世界での聖職資格はローマ法王が認可した大學神学部・神学校でのみ取得することができた。ヨーロッパ中世大学の3学部のうち、医学部は保健衛生行政官資格のためのものでもあったから、領邦君主・国王の特許状のみで設置することができた。このように、大学は幾つの特許状を整えて領邦君主・国王が設置した団体であったから、名目的に国王が学長であり、教授が就任する実質的な大学の代表は副学長であった。

ルネサンス以降に設立されるようになる文芸学部ないし哲学部は資格取得に関する3専門学部での学習のための予備教育の場であり、専門学部に進まない者にとっては、学校教員ないし貴族の家庭教師が進路であった。しかし、18世紀の啓蒙主義期における自然科学・人文科学の進歩から、哲学部における数学、物理、天文、化学、地理、言語、文学、歴史などが独立した学問分野として認識されるようになるとともに、実証・実験研究が進んだ。法解釈技術習得の場であった法学部においても、実定法比較研究や国制史・政体比較が実証的に研究されるようになると、研究者は他国と自国の政体の相違や理論と自国の政体の相違をいかに教育に反映させるかという矛盾に直面するようになる。

ドイツにおいて国王特許状により大學が設立されることは、当時の身分制社会においては、騎士団や独立都市同様、国王直属の身分を持つ団体（等族）であることを意味し、団体自治と独自の法権限を持つものであった<sup>3)</sup>。大學自治を支えたのは、国王特許状で認められた大學裁判所であり、国王が与えた法権限の範囲内で大學関係者間の係争のみならず他の法的身分の者との係争にも民法・刑法上の司法判断を下す裁判権と警察権を持った。大學裁判権の権限を越えた係争や量刑、他の法身分の者との重大な係争は国王裁判権に移された。大學裁判権を運営したのは副学長を筆頭とする理事会・教授陣で、これに基づき学生のみならず大学出入りの商人・手工業者を含めた大学関係者を管理した。学生はまた、出身地単位で厳格な先輩・後輩秩序に基づく地域学生団体を独自に結成し、団体内での自治権を持ち、団体間ないし団体を越えた係争は、禁止されていたが、決闘など学生間独自の処理をするか、大學裁判所に提訴された<sup>4)</sup>。

## 2. 学生の政治意識の変化と学生団体

初期立憲主義期の大學問題は、祖国のナポレオン支配に反発した学生が解放戦争の戦線へと積極的に参加したことにより、多数の領邦と国家に分裂していた祖国を一つのドイツ民族国家へと糾合すべ

しとの意識が高まり、この機運が学生の政治意識と学生団体の性格を大きく変えていったことを背景としている。同時に、ナポレオン戦争に敗れたドイツ諸国政府が、それまでの絶対王政的な統治理念からの脱皮を迫られたことが重なった。敗戦国の政府は、軍事費の増大と戦争賠償金の負担に押しつぶされ、プロイセン改革に見られるように、騎士団と傭兵の軍事組織がナポレオンの国民軍に敗れた原因を広範な国民の支持の欠如にあるとの認識を強くするようになる<sup>5)</sup>。国家と国民の一体性を確立するには、従来租税と用役の対象と見なしてきた臣民を自立した個としての国民へと育成すべきとの認識を強めたのである。「国民教育」に積極的に取り組むようになる。

1806年のイェナ=アウエルシュテットの戦いで大敗を喫したプロイセンにあっては、国民教育の理論的根拠としてペスタロッチ、Pestalozzi, Johann Heinrich, 1746-1827, の教育理論が改革派の人々の間で広く受け入れられていく。ペスタロッチは、従来の教育理念と教育制度に決定的な転換を主張した。従来の教育制度は、初等教育から高等教育にいたるまで、知識の機械的な伝達と暗記的な咀嚼であり、職業選択も身分制社会の枠内でなされたので、学校教育も身分に応じて分離していた。これに対して、ペスタロッチは、すべての人々に平等で開かれた教育機会と知識の伝達ではなく自立した人間性を涵養する教育を訴えた。こうしたペスタロッチの教育理念は、言うまでもなく、1806年以前にもプロイセンでも知られており、1805年ベルリンにペスタロッチ男子学校（後にプラマン学校とよばれる）を設立したプラマン、Plamann, J. E., 1771-1834, は、プロイセンにペスタロッチの教育理念を実践した最初の人物とみなされている。プラマン学校の教師からヤーンの他にもハルニッシュ、Harnisch, CH. W., 1787-1864, やフレール、Flöbel, F., 1782-1852, などの教育者を輩出している。

1806年以後プロイセン改革を担った人々の間での共通の認識は、プロイセン国家没落の真の原因は制度の挫折にあるのではなく人間の挫折であったと判断した。それゆえ、改革の前提は、多面的に発達した教育的基盤を持ち、自己の判断と責任で行動する新しい人間の存在であり、こうした新しい人間は新しい教育によってのみ形成されうる、とした。1807年冬のフィフテ、Fichte, Johann Gottlieb, 1796-1814, の「ドイツ国民に告ぐ」は、改革派の人々の認識をさらに発展させ、国民教育概念を二重の意味で語っている。即ち、身分によって分断されている教育を平等に広く解放することが「国民教育」であり、また、国民を倫理的共同体へと教育することが「国民教育」であると述べるのである<sup>6)</sup>。

ナポレオン支配からの解放とドイツ民族統一国家建設を国民に訴え、大きな影響を与えた一人としてアルンド、Arndt, Ernst Moritz, 1769-1860, がいる。グライフスワルト大学哲学教授としての活発な発言がフランス軍の強い監視下に置かれると、1811年にベルリンに移り、翌年にはシュタインと共にペータスブルクに移っている。「ライン、ドイツの川、しかし、ドイツの境界に非ず」などを著し、国民の啓蒙に務め、1818年にボン大学が新設されると教授に就任する。

内務省文化・教育局長として1810年にベルリン大學を設立に携わるフンボルト、Humboldt, Wilhelm, 1767-1835, は、軍事的のみならず精神的にもヨーロッパの覇権国である当時のフランスが専門別単科大學制度を採っていることを認識しながらも、1809年7月24日のベルリン大学設立申請

書において、専門別単科組織が有効であるのは総合的な學術教育と結合している場合であり、研究と教育のすべての分野を一体とする総合大學のみが真の國民教育に適合する、と述べている。当時のベルリンには、獣医、軍医、陸軍、工芸、建築、農業など単科高等教育機関が存在したが、フンボルトの意見が採用され、すべての学問分野を総合する自由な研究と教育の機関として総合大學を設立する文書に1809年8月16日付けで国王の署名を得た。新しい総合大學理念であり、大學を資格授与機関から脱皮させ、研究と教育を通しての全人教育の場と位置づけたベルリン大學の理念は、19世紀から20世紀にかけて世界の大學の共通理念となった。（21世紀にかけての大學は、アメリカが先駆となり、学部での総合教育を基礎とする職業大学院に見られるように、最高教育機関における単科主義に向かっていることを指摘しておく。）そして、後に触れる1810年12月28日勅令は大學裁判権の基本的部分を廃止するので、ベルリン大學は旧來の大學裁判権を持たない最初の大學として設立されたのである。設立時の学長は国王の任命であったが、学内から選出された2代目学長にフィフィテが就任している。

國民教育の実現は、義務教育の実践にかかっている。プロイセンの義務教育については、1717年10月9日の法律で、學校が存在する地域において親は冬季毎日、夏季最低週2日子供を通学させるべしと定め、市町村は鋭意學校を設置し、住民が教師の俸給を負担すべしとしているが、設置と運営が市町村財政負担であったので學校の普及ははかばかしくなかった。改革期のプロイセン政府は、1811年6月26日と12年10月28日の規定によって都市部と農村部の地方自治体の初等學校行政を定める<sup>7)</sup>。これに続いて、13年2月19日の法律で一般兵役義務を導入するのであった。また、1810年10月27日の財政法は、統一的な租税制度の導入と憲法制定を約束するが、知られているように、プロイセンでの憲法制定は初期立憲主義期において実現していない。19世紀に確定する國民の3大義務、納税・教育・兵役が改革期の國民教育理念の下において実現するのであり、國民の國家への義務とともに國家への権利が法的に明確化してくるのである。教育と國家との關係においては、國家は國民に教育機会を与える義務を持つ一方、教育を管理する権限を強めるのであったし、他方、教育を受ける國民は、義務に対応した権利を持つことになるから、國民の國政への発言権が合法化されざるを得ない。

ナポレオン戦争での敗北とフランス軍支配への反発は、改革派の政治家、大學人のみならず國民の意識を覚醒し、倫理・精神運動を目指す市民団体であるブンドを生み出していった。例えば、1808年4月にケーニヒスベルクに設立され、その定款が政府の認可を得た徳行ブンドは、大學人、官吏、士官を中心とし、國民の責任感と全体への奉仕という公益精神の涵養を目的として親睦と意見交換を行っていたが、次第に國政への國民の関与を主張するようになり、1809年12月31日をもってヤコビニズムの疑いがあるとして解散させられている。禁止された団体の多くは秘密結社として存続するのであり、私的な会合を重ねるのが普通であった。秘密結社としては、軍人グナイゼナオ、哲學者シュライエルマッハー、アイヒホルンなどが属したシャルロッテンブルグ・ブンド、後に詳述する体操のヤーンなどベルリンでフィフィテの影響を受けた人々からなるドイツ・ブンドなどがある。解放戦争

の時期になると、祖国統一と外国支配からの自由を目的とした団体が生まれてくるのであり、解放戦争でフランス支配を排除すると専制政治からの自由とドイツ民族統一国家建設が目的となってくる。活発な活動をしたものとして、1814年、フランクフルト郊外のローデルハイム出身のカール・ホフマンが設立したホフマン・ブンドは、プロイセン主導下でのドイツ統一を主張し、広く市民の支持を得た。

学生の間での団体形成において特徴的なのは、ヤーン、Jahn, Friedrich Ludwig, 1778-1852, が設立する体操団である。ペスタロツジの教育理念を実践するベルリンのプラマン学校の教師であったヤーンが同僚のフリーゼンとともに最初の体操練習所をベルリンで開始したのは1811年で、身体運動による精神の覚醒と人格の陶冶を目的としたが、集まった若者達がフランス軍による祖国の支配への反発を共通の認識としていたことから見て取れるように、祖国解放に向けての運動であった。解放戦争後に体操練習所を再開するが、集まった人々は祖国愛とドイツ民族の伝統の涵養を共通の認識とし、プロイセン主導でのドイツ民族国家統一を主張するとともに、ドイツ連邦の君主主権・分断的国家連合体制、官僚支配体制、厳格な規律を求め個性を圧迫する軍事体制に対して激しい批判を浴びせるようになる。この意味で、政治意識に自覚した若者達が民族国家の統一を目指した最初の学生団体であり、ヤーンの運動は全ドイツ的の広がりを見せるようになる。解放戦争に向けての若者達の運動を好意的に扱ってきたプロイセン政府であるが、1815年以後政治勢力化しはじめたヤーンの運動を厳しい監視のもとに置くようになる<sup>8)</sup>。

学生団体は、中世以来伝統的に出身地別に組織された地域団体であり、厳格な先輩・後輩秩序の組織形態のもとで学生間の規律維持機能を果してきた。団体間構成員の争いは、法的には禁止されていたが、決闘により決着してきた。18世紀に入ると、出身地横断的に信条・世界観に基づき、フリーメーソンを模したオルデンと呼ばれる学生団体が形成されるようになるが、ここでも厳格な年功序列が組織規範であった<sup>9)</sup>。学生運動に精神的自立と組織内秩序の平等を求めたヤーンは、自立した自由な学生組織としてブルシェンシャフトを構想しており、1811年に、プラマン学校の同僚フリーゼンと共著で「ブルシェンシャフトの秩序と組織」と題した草稿をベルリン大學学長フィフティに提出している。祖国解放を使命とする多くの学生達が解放戦争に参加するが、フリーゼンは、ヤーンやフレーベルとともに、1813年2月にリュツォウ、Lützow, A., 1782-1834, が自由志願兵を組織すると入隊し、1814年3月にフランス軍の捕虜となり、処刑されている。リュツォウ軍団には、ヤーン達の祖国解放と民族国家統一理念に賛同するイェナ大学の学生が多数入隊しており、戦後の1815年6月12日に最初のブルシェンシャフトがイェナ大学で設立される。4つの地域学生団体の学生を糾合したものであり、年功序列制度に代わり選挙で選ばれた代表と委員会を組織とする当時としては初めて民主的な学生団体であった。翌年には、団体の理念として「名誉、自由、祖国」を決定し、これを表す団旗を「黒・赤・金」とした。この3色は、リュツォウ軍団の隊旗でもあったし、1815年のドイツ連邦もシンボルとしての紋章に、金色の下地に赤い爪をもった黒い鷲を採用している。そして、1848年の3月革命では、この3色旗が民族国家統一運動のシンボルとなるのであった。

イエナ大学のブルシェンシャフト運動は、ドイツ各地の大学に波及するのであり、各大学間での交流を通じて全ドイツの運動となっていったことと、市民運動であるホフマン・ブンドなどの関係団体との連携を強め、ドイツの歴史において初めて「世論」を形成する母体になることから、連邦諸国家の政府は警戒の念をますます強めるのであった。

1817年10月18日、ヤーンの発議に基づき、マルテイン・ルターの宗教改革300年とライプツイヒ郊外での戦闘3周年を記念する祭典がワイマール公国国王カール・アウグストの承認のもと開催され、ドイツ各地の大学から500人の学生が、ワルトブルクの城跡に参集する。この内半数は、イエナの学生であり、イエナ大学の教授2名L.オーケンと後に触れるJ.F.フリースが参加した。オーケンは、やはり後に触れるルーデンのネメシスと同じく政治雑誌イーシスを発行している。宗教改革は、ローマの教会支配からの解放を意味し、ライプツイヒ郊外の戦闘は外国支配からの解放を意味した。

基調講演を行ったのは、イエナ大学学生リーマンで、集まった学生に人間としての美徳と祖国愛を訴え、ドイツ連邦はドイツ国民の祖国統一への期待を裏切るものであると訴えた。会合の最初の夜に、ルターの破門状焼却にちなみ一部の過激派による焚書がなされた。ナポレオン法典、後に学生ザンドが暗殺するコツエブーのドイツ史などとも反動派のシンボルとしてプロイセンとオーストリアの軍服が燃やされた。連邦諸国家の政府は、この焚書を革命精神の発現であるとして厳格な対処をとる。メッテルニヒは、こうした会合を承認したカール・アウグストに警告をあたえるべきであると、プロイセン政府に働きかけた。

しかし、ヤーンのブルシェンシャフト運動は一層活発なものとなるのであり、1818年10月18日、「実現されるべきドイツ国民の統一に向う若者達の現状に基づき」、各地の大学でのブルシェンシャフトの統合団体としてドイツ・ブルシェン会議がイエナ大学に設立され、プロイセンの5大学を含め、14大学の代表が参加した。大多数は既存の体制のなかでの祖国統一を目指したが、一部の過激派は「あらゆる手段をもって」祖国統一を獲得することを主張した。過激派の理論的支柱はギーゼン大学法学講師カール・フォレンで、1817年から18年にかけて作成し、発表したドイツ帝国憲法草案は、法の平等、一般選挙に基づく国民代表、国民により選出された国家元首としての国王、官吏の国民代表への忠誠、一般兵役義務に基づく国民軍、個別国家に代わる同規模の行政単位、などを内容としている。

神聖同盟アーヘン会議で配布されたストウルザの覚書は、こうしたドイツの学生運動を背景としたものであったのである。

### 3. 初期立憲主義期における政治意識の変化

ナポレオン支配からの解放のため、国民の覚醒と個としての自立、国民の自発的な政府との一致協力を求めたのがドイツ諸国家であり、挙国一致体制を明文化した等族憲法が制定されいく。解放戦争後導入された等族憲法は、国民の等族議会を通じての国政関与を保障することにより政体の安定を求めるものであった。そして、議会に選出された代議員には、「特定の身分や階級を考慮するなく、自

身の内面的確信に基づき、国全体の繁栄と最善のため審議する」(バイエルンとバーデンの1818年憲法)、或いは、「国王と祖国の繁栄のため、自己の確信に忠実かつ良心に基づき審議する」(ウユルテンブルクの1818年憲法)ことを求めている。身分や団体の一員としての個ではなく、個人の良心と確信に基く個の自立が社会的価値観として明文化されたのであり、個人の確信が社会・国家に対して自己主張する権利が認定されたのである。

良心が個人の内的倫理であるのに対し、確信は他者・社会に対する主張と行動の根拠として認識されるにいたるのは、認識とは人間が共有する理性に基くとするカント哲学の受容によるものであった。カント自身、1793年出版の「単なる理性の限界内の宗教」に対し翌年10月、今後宗教についての著述・講義禁止処置を受けるが、この年70歳のカントは、現時点において沈黙することが臣下としての義務であるとしながら、「自己の内心の確信を撤回したり否認したりすることは恥ずべきことである」と語っている<sup>10)</sup>。学生運動理論に大きな影響を与えたのはフリースである。フリースは、神学と哲学を学び、ハイデルベルクで1801年の哲学博士取得と共に私講師、1805年に哲学正教授となり、個の自由と自立を説くとともに、その現実政治への適用を唱えており、「哲学的政治」と題した講義を行っていた。また、この間マールブルク大学で医学博士を取得し、ハイデルベルクで物理学教授も兼ねた<sup>11)</sup>。フリースは確信と行為の関係を厳格なものとして捉え、確信は行為において「確信に忠実であれ」という属性を持つと主張した。ここから派生したのが、理性に照らして「正しい確信は、確信の実践に必要ないかなる行為をも正当化する」という論理であり、ドイツ初期立憲主義期の学生および一部の教養人の中で受け入れられていった。カール・ザンドがコツエブエを暗殺するが、コツエブエが、ロシア宮廷に仕官し、祖国の裏切り者と見なされていたので、「目的は手段を正当化する」という論理の下でザンドの行為は、学生達によって熱狂的に支持されたばかりでなく、一般市民の間でも暗黙裏に広い賛同を得たのである<sup>12)</sup>。

1761年ワイマールに生まれたコツエブエ、Kotzebue, August, は、君主制擁護の立場から執筆活動を続けていたが、1817年にロシア政府の顧問に就任し、密かにドイツの思想動向をロシアに報告していた。歴史家ルーデンと彼が発行する雑誌ネメシスについての報告書がたまたま学生の手中に陥ったことから、コツエブエは祖国の裏切り者と刻印され、学生や市民の憎悪の的となる。ザンド、Sand, Karl, は、1795年に当時プロイセンに属していたバイロイト領に生まれ、1810年にバイロイト領がバイエルンに編入されたことによりバイエルン臣民となり、自由志願兵としてバイエルン軍に入り解放戦争を戦っている。エアランゲン大学で神学生となるが、その後イエナ大学に移り、自由と祖国統一への戦いが倫理的命題であるとする過激派に加わっている。

祖国の裏切り者として弾劾されたコツエブエが身を隠していたマンハイムの住居をザンドが訪れるのは1819年3月23日の朝である。主人の不在を伝える召使に、ザンドは是非お会いせねばならないので改めて参上すると伝えると、召使は、主人は午後のお茶を自宅でとる習慣なので、午後5時頃なら望みがあると答える。再訪したザンドは丁寧に入れられるが、入室とともにマントに隠した短剣を取り出し、「汝、祖国の裏切り者」と叫びながら襲いかかる。コツエブエはその場で絶命する。

騒ぎに驚き部屋に入ってきたコツエプーの一番下の息子とぶつかりそうになりながら、部屋を飛び出したザンドは、隠し持ったもう一つの短剣で自らの胸を刺し、血まみれになりながら階段を転げ落ちる。家の前には群集が集まり始めており、人々の目の前でよるめきながらもザンドは再び胸を刺すが、いずれも心臓ではなく肺であった。

生き延びたザンドは、後に触れるマンハイムの連邦中央調査委員会で、1年間にわたり背後関係について尋問を受けた後、1820年4月11日の斬首刑の判決が下され、5月20日に処刑された。処刑台でのザンドは、両手を高々と上げ「理念を生かすことができず、幸せであることができないならば、私は喜んで死ぬ」と叫んだ<sup>13)</sup>。

事件後、カールスバード決議に基づきマインツに設置された中央調査委員会および各国の当該官庁によって尋問、追放、逮捕ないし監視下に置かれた人数は、ヤーンをはじめアルンド、シュタイン、グナイセナオなど解放戦争とその後の改革運動に大きな功績をのこした人々を含め2500人に及んだ。1818年に新設されたボン大学で講義を終えたばかりのアルント宅を警察が家宅捜査に訪れたのは1820年7月14日の朝6時であった。警察に連行されたアルントは、午後には帰宅が許されるが、その後毎朝10時に出頭し、聴取に応じることが義務付けられ、ついに、プロイセン政府の方針が絶対王政への回帰であると批判したとして、「マインツの中央調査委員会の提議ならびにカールスバード決議2条に基づき……」に始まる大学解任通知が発せられる<sup>14)</sup>。

祖国統一運動において先導役と期待されたながら、厳しい弾圧を行ったプロイセンだけについても、ヤーンは6年間、アルンドは3年間拘禁されており、ウエルカー、シュライエルマッハー、アイヒホルンなど多くの大学人が監視のもとに置かれた。プロイセンで通常の裁判手続きを経ることなく反逆罪で逮捕された学生数は204人にあがり、そのうち39人に死刑判決が下されたが多くは30年の牢獄生活を送った。オーストリアの大学では体操団やブルシェンシャフト運動が殆ど見られなかったことから、強硬姿勢が世間の耳目を集めることがなく、ドイツ連邦諸国のなかでプロイセンのみが弾圧の元凶とみなされた<sup>15)</sup>。

#### 4. カールスバード決議と連邦4法。

ザンドの暗殺事件勃発以前において、大学問題をドイツ連邦全体の問題として統一的に対処すべしとする立場から、イギリスと同君連合にあったハノーファー政府はロンドンのドイツ担当大臣ミュンスターの指示で1818年12月、大学秩序問題に対して共通の施策を検討すべきではないかと連邦議会に打診している。ハノーファー王国の大学はゲッティンゲンがあるが、ワルトブルク祭典にゲッティンゲン大学の学生が参加していないように、法学部を中心とする官僚養成大学であり、学生運動とはほぼ無縁の大学であったのであるから、神聖同盟に見られる全ヨーロッパの関心からのものであり、背後にイギリスの姿勢を見ることができよう。また、ザンド暗殺事件直後の1819年4月1日、ワイマール大公国とゴーター公国は共同で大学秩序規則の制定を連邦議会に提案しているが、国家権力の大学への介入に先手を打っての提案であり、主張と教育の自由は大学に必要であり、真実は大学での主張



の自由な闘いにおいて見出されるものである、との立場を表明している。そして、大学は、若者を全人的に発達させ、自由と自立への性格を基礎付ける機関であり、単に教育の施設ではないとした。これに対して、メッテルニヒは連邦議会への覚書で、大学は不穏な教授達を排除すべきであり、大学は国家の管理の下での教育施設である、との立場を強く主張した。そして、メッテルニヒは、コツエプーが犠牲となったザンド暗殺事件が起こると、これを好機として利用するのであった。

ザンド暗殺事件に衝撃を受け、ドイツ連邦の2大覇権国オーストリアとプロイセンは、連邦全体の秩序維持が優先するとして、連邦加盟国の国家主権に基づく国内問題としてきた大学管理を厳格化させるとともに、表現の自由を原則的に保障した連邦議定書18条に基づきワイマル、バイエルン、バーデン、ウユルテンベルクを始とする幾つかの連邦国家において検閲が廃止され表現の自由が法制化されていたのに対し、出版の自由を制約する規制に乗り出す。まず、プロイセン国王が夏季静養に滞在していたテプリッツで、1819年8月1日にハルデンベルクとメッテルニヒが会合を持ち、そこでの合意に基づき両国は、バイエルン、ウユルテンベルク、バーデン、ザクセンなどを招き、10カ国の会議を8月6日から31日にカールスバードで開催した。23回におよぶ会議で決議されたのが、以下に詳述する4決議であり、9月16日の連邦議会において暫定法として提案され、4日後の9月20日に採決した。加盟国の同盟として発足したドイツ連邦が、共通法を定め、かつ、そのための施行法を定めた最初の一步である。そして、1820年5月15日のウイーン最終議定書に4法が付帯書として収録されたので、ドイツ連邦の基本法の一部となった。

1819年9月20日制定の4法とは、大学法、出版法、調査委員会法、施行法であり、いずれも暫定法として制定されるが、5年間の時限立法と明記した出版法以外は、期限が明記されていない。執行法のみは、1820年8月3日決議で連邦法となり、その他の3法は5年目の1824年8月16日の連邦議会で暫定法のまま効力を延長し、1848年まで存続した。

## 1) 大学法

4条からなり、1条で、各国は大学に国王全権委任者制度を新設し、既存の事務総長ないし新任者を任命することとする。その任務は、規則の厳格な遵守の監視、教員の公私において発言する思想の監視であり、全権委任者の大学組織における位置づけは各国で別途定めるとしている。2条は、各国政府は、明白に義務を果たさず、職務の限界を逸脱した教員は、全権委任者の提議ないし以前からの報告に基づき、解雇し、各国政府は解雇された教員を採用しないこと、と定める。3条は、各国政府は、認可を得ていない学生団体、特に、複数の大学間にまたがるブルシェンシャフトを規制する法律を厳格に適用することと、こうした秘密団体所属の学生を官吏として採用しないこと、を定める。4条は、この大学法に抵触して、一つの大学で退学処分を受けた学生を、他の大学は入学許可しないことを定める<sup>16)</sup>。

## 2) 出版法

10条からなる出版法の1条において、原紙20枚（320頁）以内の出版物はすべて当該国の事前許可を必要とすると定めた。ここで意図されたのは、大部な書物ではなく、政治的扇動に主として用いられる新聞、雑誌、チラシ、パンフレットの検閲であった。2条は具体的な規定は各国の法規定に委ねるととする一方、4条は、出版物が連邦諸国および連邦そのものの名誉と安全を侵害するものである場合、当該国は諸国および連邦に責任を負うと定め、6条は連邦諸国は他国での出版物について連邦議会に提訴することができるとともに、連邦議会は加盟国の提訴なしにも出版物の発行禁止を決定できるとしているように、出版物に対する相互監視体制を含むものであった。出版法は、出版物に関する規定であり、発行者、著者に対する規定は各国の法制に委ねるとしているが、7条は、連邦議会が発行禁止を定めた出版物の編集者は、すべての連邦諸国において5年間その職に就くことができないとした。そして、9条は、すべての出版物に発行者名、新聞・雑誌についてはさらに編集者名を明記することとした。連邦議定書18条が表現の自由を保障していることから、10条は、この法律の有効期間を5年間とし、有効期間終了までに永続法とするかをも含めて再審議すると定めたが、既に知られているように、繰り返し延長されていった<sup>17)</sup>。

## 3) 調査委員会法

大学と出版物の監視は、一義的には各国の内政課題であるが、各国横断的な運動や団体・組織の監視・対策が必要であった。1条は、7カ国の委員からなる中央調査委員会をマインツに設置することを定める。両覇権国とバイエルン、ハノーファー、バーデン、ダルムシュタット、ナッサオである。2条は、委員会の目的は、連邦および諸国の体制と治安に敵対する革命的政治運動と先導的組織の実態、源泉、多様な分派について調査・確定としている。5条は、中央調査委員会を加盟諸国の当該官庁の上位機関と位置づけ、諸国の当該官庁は、既に所有する該当書類の原文ないし写しを委員会に提出するとともに、委員会の問い合わせに回答・調査し、嫌疑者を逮捕することと定めている。7条はさらに、委員会は嫌疑者を直接尋問する権利を持つものとし、諸国の当該官庁は委員会に協力し、逮捕者をマインツに連行することとした。10条は、委員会は調査結果を適宜連邦議会に報告し、この報告に基づき、連邦議会は司法手段をとるか否かを決定すると定める<sup>18)</sup>。

マインツの中央調査委員会は、1819年秋から1828年秋までの9年間の活動についての報告書を、1828年12月14日の連邦議会に提出するが、1817年から19年にかけての不穏な動きはナポレオン支配の時期に結成された秘密結社から生まれたものであったとしている。調査委員会の活動と諸国の当該官庁との連携により、政治運動は麻痺したし、扇動者と目された人々は亡命を余儀なくされ、秘密結社間の繋がりが分断された。この報告書に基づき、具体的な連邦施策が採られることはなかったが、1830年の7月革命の影響下でドイツ各地で勃発した暴動の鎮圧に、委員会の情報が諸国の当該官庁によって利用された<sup>19)</sup>。7月革命の影響が最も反動的と見なされていたプロイセンとオーストリアで軽微であったことは指摘されているが<sup>20)</sup>、これはむしろ両国がカールスバード決議に基づく4法を

最も厳格に適用してきたからであろうし、それゆえに、48年にベルリンとウイーンにおいて大きな反動としての蜂起に現れたのであろう。

#### 4) 執行法

前記3法とともに1819年9月20日の連邦議会で承認された暫定法であるが、唯一後に連邦法化されている。前記3法が、大学、出版物、政治運動といった特定の社会分野を対象とし、執行は加盟国が行うとしているのに対し、連邦決議に基づき加盟国政府をも対象に、連邦秩序維持目的のため連邦の直接的軍事的介入を可能にした法律であり、全く異なった性質の立法である。

1条は、連邦議会は、連邦議定書ならびにその他の連邦法の施行のため必要な施行手段を実施する権利と義務を持つ、と先ず定める。案件毎に連邦議会は委員会を設置し、委員会は審議結果に基づき連邦議会に請願と告発を提出するのであり（2条）、さらに、連邦の直接的執行が必要か否かの意見書を提出し、これに基づき連邦議会が適切な執行を決定する（3条）。執行は、加盟国政府自体に向けられることができるとともに、加盟国政府は国内治安維持のため連邦執行を要請することもできると、6条は定める。7条は、連邦議会は、執行手段の規模を定めるとともに、施行にあたる加盟国政府を定め、執行を委託をすることとしている<sup>21)</sup>。

以上に見たように、カールバード決議による4法は、国家主権を維持する加盟国の同盟として発足したドイツ連邦に、国内法に優越する連邦法とその執行手段を定めたものであり、ドイツ連邦の性格を大きく変えるものであった。この体制を決定的なものとしたのが、1819年11月25日から20年5月24日まで開催されたウイーンでの連邦業務を施行する17カ国の閣僚会議である。5月15日に合意し、5月16日の調印を経て、7月8日の連邦議会で決議されたのが1820年5月15日ウイーン最終議定書であり、ここに上記4法が付帯書として添付され、事実上ドイツ連邦の基本法の一部となった。但し、1819年9月20日の4法を連邦法とみなすか否かについては、対応が分かれており、プロイセンでは、連邦法とみなして1819年10月18日に告知しているが、バイエルンでは、政府内で公布に関して意見が分かれ、10月16日の政府公報で、4法を連邦諸国の共同規則、即ち、条約と位置づけ、国内法に抵触しない限りでとする限定をつけている<sup>22)</sup>。

ウイーン最終議定書に添付された連邦4法に基づき、加盟国政府は関係国内法を整備することになる。以下において、連邦大学法を中心にプロイセン政府が実施した国内大学法とそれに基づく学生・大学管理に焦点をあてることとする。

#### 5. プロイセンにおける大学・学生管理

4法のうち、大学法と出版法については加盟国が国内法において対応することになるが、プロイセンについてみると、先ず、1819年10月18日の法律で連邦4法とその国内での執行規定を定め、前文で「ドイツ連邦議会は、本年9月20日の議会で国内治安と連邦における公共秩序の維持のため4法を議決したので、ここに官庁と臣民に広く告知する」としている<sup>23)</sup>。

これを受けて、同日付けで検閲法が制定されている。1条は、事前検閲許可のない印刷と印刷物の販売を禁止し、検閲法の目的を定めた2条は、検閲は、真理探究の障害、執筆者への不要な強制、書物の自由流通の障害を目的とするものではなく、その目的は、倫理と良俗を侵し、宗教的真理の狂信的な政治への持ち込み、これにより生じる思想の混乱に対処するとともに、プロイセン国家ならびに連邦諸国の名誉と安全の侵害を予防するためである、としている。具体的には、3条に基づき、各州の知事の下に検閲機関が設置され、各専門分野が担当箇所となるのであるが、例えば、現代史や政治分野では外務省が担当する。これに加えて、ベルリンに中央検閲委員会を設置し、執筆者および出版社からの苦情に対処することを6条が定める。7条は、この法律に基づき、今後5年間にわたり従来与えられていたベルリン学術アカデミーと大学での検閲自由を停止する。また、11条は、連邦領域以外で印刷されたドイツ語の文書は、ベルリンの中央検閲委員会の許可なしに販売してはならない、と定める<sup>24)</sup>。

同日付けのプロイセン大学法において、大学における特別政府全権委任者のための規則が制定されている。前文において、連邦議定書（ウイーン議定書）における本年9月20日の決議（大学法）1条に基づき大学に政府全権委任者を置き、プロイセンが連邦領域外としているケーニヒスベルク大学にもこの法律が適用されるとする。1条は、1) この全権委任者は、既存の法律と規定、特に、上記連邦議定書3条が定める大学での無認可団体禁止規定が厳格に遵守されているかを監視すること、2) 大学諸機関および警察はすべての秩序案件を全権委任者に報告すること、3) 大学裁判官は全権委任者のみを権限上位者とし、秩序問題で大学裁判官と大学理事会で意見の相違がある場合は全権委任者が最終決定すること、そして、判決は執行に先立ち全権委任者に提示し、全権委任者の署名をもって承認とする。4) 全権委任者は、理事会を含むすべての大学機関に出席し、投票権を持つこと、5) 全権委任者は、必要に応じて大学と警察からなる調査委員会を設置し、主宰すること、6) 大学教員の規律問題については上位官庁である文化省に報告すること、など詳細に定める。2条は、全権委任者は、公私における発言から大学教員の思想を慎重に監視することと、私講師の任命、教授の任命昇格について文化省に報告書を提出すること、とするとともに、大学は半年（学期）毎の講義要項を全権委任者の意見書を添付して文化省に提出すること、としている。3条は、大学は学生の正確な入退学記録を作成し、全権委任者は、他の大学を退学した学生でその大学の全権委任者の証明書を所有しない学生を入学させることがないように注意するとともに、担当する大学での規律問題について毎月文化省に報告書を提出すること、とした。4条は、従来州知事が兼ねるか任命していた従来の事務総長制度を廃止し、事務総長の職務は全権委任者に移されると定める<sup>25)</sup>。

プロイセンの大学法は、教員と学生の規律管理における従来の大学自治に基づく体制への不信から出発しているものであり、大学自治機構への全権委任者の直接介入と中央政府による大学事務組織の直接管理を決定的なものとしたのであり、大学を初・中等教育学校と同様な教育施設として扱う体制を確立した。全権委任者は同時に政府直接任命の事務総長であり、事務総長の職務から教員と学生管理の役割が廃止されるのは48年3月革命以後であるが、政府任命事務総長制度は定着する。

プロイセンの大学管理は、特権としての大学裁判権の廃止と大学管理への政府の介入によって進められた。既に見たように、中世以来、ドイツの大学は国王特許状に基づく自治組織団体であり、教員と学生のみならず、職員、大学指定業者を含めての民法・刑法上の裁判権と執行権を持つ一つの等族であった。ここでは、先ず、1810年12月10日の大学裁判権法を概観することで、大学裁判権とは何であったかを明らかにする。1条は、従来の大学裁判権を廃止するとし、2条は、大学教員と上級職員は国家官吏と同じ裁判権に服すること、3条は、その他の大学関係者は、施設管理人や学生の従僕を含め、一般市民と同じ裁判権に服すること、を定める。4条において、学生のみは、その出身身分に関わらず、特権者を所轄する地域上級裁判所に服するとした。7条は、大学当局に、純粋に大学内の問題およびこの法律が定める事項について規律・裁判権を認めるのであり、休学、退学、放校、4週間以内の拘禁刑についての権限を残した。大学当局が所轄すべき事項を列挙するのが9条で、学生間の不法行為、学生間の決闘、4週間以内の拘禁刑にあたる軽微な不法行為であった。10条によって、学外者が学生を訴える場合、大学当局に先ず当たり、納得する解決が見られなければ通常裁判所に提訴するとした。14条と15条は、この法律が定める権限を執行するために、大学には専任の法務官が置かれること、この法務官は法曹界出身者で、大学教員以外から、文部省が法務省の合意を得て任命することを定めた。16条は、法務官は、民法上の案件に関しては独自に、大学規律に関わる案件に関しては学長および理事会と協議することとした。そして、最後の17条は、この法律が別途定めない限り、教授および学生は、一般市民同様に警察に服することと、全ての特権が廃止され、学生を最初に手がける権限を持つのが警察である、と明記する<sup>26)</sup>。即ち、旧来の大学裁判権から身分特権を剥奪するのであり、残された大学裁判権の権限を学生管理に限定するとともに、大学裁判権の運用を法務官に移すのであった。

1819年11月18日の大学管理法は、前文で、「我が国の大学での規律と警察権に関する制度が必ずしも予期した成果を挙げていない。大学での規律と警察権を担う学長・理事会と警察との必要な連携に欠け、大学の役職に基づき毎年替わる人事の交代が大学に与えられている規律の均一な施行を妨げてきた。それ故、従来の法務官に代わり、固有な大学裁判官を任命し、大学での規律と警察権の管理を委ねることを定める。これに基づき、1810年12月10日の法律は変更され、廃止する」と述べる。即ち、先に触れた政府全権委任者と大学裁判官による政府の大学管理体制を確立するのである。2条は、学生の規律と学習に関り、かつ、警告と懲戒に限って、規律の施行を学長の権限とする。5条は、大学裁判官は法務省の同意を得て文部省が大学教員以外の法曹界から任命し、大学裁判官は正教授と同等の身分で、理事会では学長に次ぎ、大学事務機構では政府全権委任者に次ぐ立場を与えられた。そして、6条によって、大学裁判官は、理事会で平等な発言権と投票権を持ち、理事会で意見の一致が見られない案件については、最終決定権を持つ全権委任者に報告する。2条との関りで、4日間以上の拘禁刑にあたる学生の重大な違法行為は大学裁判官所轄事項と定めるのが10条である。11条で、重大な違法行為として1810年の法律が列挙する事項に加え、公共の場で平穩の阻害、官憲や教師への侮辱・誹謗、秘密ないし不許可団体・結社への加入などを挙げている。21条によって、大学裁判

官は、審議のため地元の下級警察官を文書の形式を採る事なしに利用できるものであり、23条は、扱った案件の一覧を毎週政府全権委任者に提出すべし、とした<sup>27)</sup>。

プロイセンにおける団体・結社の取り締まりは、解放戦争後直ちに始るのであり、1816年1月6日の秘密結社法は、前文で次のように述べている。「祖国が不幸によって厳しい衝撃を受け、大きな危険にあった時、青年団体として知られた倫理・学術的団体を認可したのは、これを愛国心涵養の手段であり、不幸のなかにあつて士気を高め、不幸を克服する勇気を与える性質のものに見なしたからである。……平和が確立され、全ての国民に一つの精神が生きるべき現在、……秘密結社は有害に作用するだけである。」<sup>28)</sup>そして、団体・結社の届出・認可義務を定めたプロイセン一般国法184条と185条を列挙し、1798年秘密結社禁止法で罰則規定が挙げられていること、そして、この法律で秘密結社に関しての出版物の印刷と販売を禁止した。この法律には、1789年秘密結社禁止法が添付されており、それによると、2条で、罰則対象となる条件を明示し、5条は秘密結社結成者は10年、加盟者は6年の禁固刑を定める。また、反逆罪に該当する者は死刑ないし終身刑、6条は集会所を提供した者は禁固刑4年、それが官吏である場合は解雇を定めた。そして、7条で、密告者への罪状軽減を認めている<sup>29)</sup>。

1816年の法律は、秘密結社一般を対象としたものであるが、1821年と1824年の法律は、学生団体を対象とするものである。1821年の法律は、「近年、多くの大学で団体および政治運動が学生の間で再び見られるようになり、調査がこれについての法的証拠を必ずしも発見できないので、…大学における政府全権委任者は、嫌疑がかかった学生を、法的な調査、大学裁判官や大学理事会の関与なしに、直ちに大学から排除する権限を持つこととする」と定めるのであった<sup>30)</sup>。さらに、1824年の法律は、「大学でのブルシェンシャフトやブルシェンシャフトの原則と目的に立って設立された団体は、単なる学生団体としてではなく、1789年10月20日および1816年1月6日の法律で禁止されている秘密結社と見なし」刑法上の取り扱いを受ける、とするのであった。刑罰は6年から10年の禁固としたが、反逆罪とされた場合は終身ないし死刑であった<sup>31)</sup>。

#### 注

- 1) ドイツ連邦への列強の関与と神聖同盟については、下記参照。大西健夫「ハノーファー王国1837年憲法紛争」、早稲田大学教育学部「学術研究」第56号（2008年2月）地理学・歴史学・社会科学編。以下「憲法紛争」とする。
- 2) Stourdzaの覚書については、下記参照。  
Huber, E. R.: Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. I, 1957, S.726.
- 3) 等族概念と等族としての大学の位置づけについては、「憲法紛争」参照。
- 4) 大学裁判権については、下記参照。大西健夫「大学裁判権と大学の自治」、早稲田大学教育総合研究所「教育評論」、第15巻（2001年）。
- 5) 大西健夫「ハルデンベルク租税改革とプロイセン国家財政再建」、1978年、2頁以下。
- 6) プロイセンでの国民教育論議については、下記参照。Huber, E. R.: a.a.O.S.271ff.
- 7) 仲新監修「小学校の歴史」、学校の歴史第2巻、昭和54年、284頁。
- 8) Huber, E. R.: a.a.O.S.703ff.

- 9) Hardtwig, W.: Nationalismus und Buergerkultur in Deutschland, 1500-1914, 1994, S.79ff. und S.108ff.
- 10) 岩崎武雄「カント」, 1958, 35頁。
- 11) Ries, K.: Wort und Tat, 2007, S.257ff.
- 12) 確信を巡る論議については, 下記参照。Huber, E. R.: a.a.O.S.711ff.
- 13) Berndt, G.: Schwarz, Rot und Gold, 1991, S.58.
- 14) Berndt, G.: a.a.O.S.61.
- 15) Treue, W.: Deutsche Geschichte, 1990, S.385.
- 16) Provisorischer Bundesbeschluss ueber die in Ansehung der Universitaeten ergreifenden Massnahmen vom 20. Sept. 1819. 連邦4法は, 下記に収録されている。Huber, E. R.: Dokumente zur Deutochen Verfassungsgeschichte, Bd. I., 1961.
- 17) Provisorische Bestimmungen hinsichtlich der Freiheit der Presse vom 20. Sept. 1819.
- 18) Beschluss betreffend die Bestellung einer Centralbehoerde zur naehren Untersuchung der in mehreren Bundesstaaten entdeckten revolutionaeren Umtriebe vom 20. Sept. 1819.
- 19) Huber, E. R.: a.a.O.S.746.
- 20) Nipperdey, Th.: Deutsche Geschichte, 1800-1866, 1983, S.375.
- 21) Exekutions-Ordnung vom 3. August 1820. 執行法に基づく連邦直接介入の例については, 下記参照。「憲法紛争」
- 22) Huber, E. R.: a.a.O.S.738.
- 23) Koenigliche Bekanntmachung vom 18. Okt. 1819, die Bundestags-Beschluesse vom 20. Sept. d. J. betreffend. Preussische Gesetzsammlung, 1819, S.218.
- 24) Verordnung, wie die Zensur der Druckschriften nach dem Beschluss des Deutschen Bundes vom 20. Sept. d.J. auf 5 Jahre einzuwirken ist, vom 18. Okt. 1819. Preussische Gesetzsammlung, 1819, S.224.
- 25) Instruktion fuer die Regierungsbevollmaechtigten bei den Universitaeten vom 18. Nov. 1819. Preussische Gesetzsammlung, 1819, S.233.
- 26) Edikt wegen Errichtung der akademischen Gerichtsbarkeit bei den Universitaeten vom 28. Dez. 1810. Preussische Gesetzsammlung, 1810, S.142.
- 27) Reglement fuer die kuenftige Verwaltung der akademischen Disziplin und Polizeigewalt bei den Universitaeten vom 18. Nov. 1819. Preussische Gesetzsammlung, 1819, S.238.
- 28) Verordnung wegen der angeblichen geheimen Gesellschaften vom 6. Jan. 1816. Preussische Gesetzsammlung, 1816, S.5.
- 29) Edikt wegen Verhuetung und Bestrafung geheimer Verbindungen, welche der allgemeinen Sicherheit nachteilig werden koennen vom 20. Okt. 1798.
- 30) Kabinettsordre betr. die Bestrafung der Studenten, welche unerlaubte Verbindungen unterhalten, vom 7. Juli 1821. Preussische Gesetzsammlung, 1821, S.107.
- 31) Kabinettsordre betr. die Bestrafung aller geheimen, besonders der burschenschaftlichen Verbindungen auf den preussischen Universitaeten vom 21. Mai 1824. Preussische Gesetzsammlung, 1824, S.122.